

カンボジアにおける意匠登録の要件 及び手続



Tilleke & Gibbins (Cambodia) Ltd
知的財産部

ソヴァンナラ・ハーン
アドバイザー

Tilleke & Gibbins は、1890 年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。ハーン氏は、カンボジア全土の商標、特許、ドメイン名、知的財産の執行実務を担当し、クライアントに対し、カンボジアの法改正、特に知的財産権の新規出願と更新について定期的に情報を提供している。

カンボジアでは、新規性のある意匠が登録可能であるが、意匠について実体審査が行われなため、すべての方式要件が満たされれば、登録される。本稿では、カンボジアにおける意匠出願の不登録事由と登録の要件や手続等について述べる。

特許、実用新案証および意匠に関する法律（以下、「特許法」）第 89 条によると、線または色の組合せ、または任意の三次元形態、または何らかの素材は、線または色に関連するか否かにかかわらず、意匠とみなされる。ただし、当該組合せ、形態、または素材が工業製品または手工芸品に特別な外観を与え、工業製品もしくは手工芸品について模様として使用でき、また、視覚に訴え、かつ、視覚により判断されることを条件とする。

意匠の登録出願は、産業手工芸省 (Ministry of Industry and Handicraft : MIH) に出願し、条文が要求する意匠を具体的に示す図面、写真その他の適切な写実的表現と、意匠が使用される製品の種類の記載を含める必要がある（同第 95 条）。この法律に基づく保護は、技術的な結果を得ることだけを目的とする意匠には及ばず、外観の任意の特徴に関して自由度がない範囲には及ばないものとする（同第 90 条）。

特許法第 92 条は、意匠が、出願日または該当する場合は優先日の前に、有形での公開または使用またはその他の方法により、世界のいずれかの場所において一般に開示されていない場合、新規とみなされることを規定している。

また、意匠の一般への開示は、次の場合、考慮されない。

- (i) 出願日または該当する場合は出願の優先日より前の 12 か月以内に発生した場合。
- (ii) 出願人または出願する権利を有していた者がなした行為、または第三者がなした濫用を理由とした、またはその結果である場合。

また、公序良俗に反する意匠は、登録することができない（同第 93 条）。

意匠登録出願には、以下のものが含まれている必要がある。

- 1) 出願人の名前、住所、国籍、居住地を含む正式な出願様式による願書（同第 101 条）
- 2) 出願人が創作者でない場合、願書には、意匠の登録に対する出願人の権利を正当化する声明を添付する必要がある（同第 96 条）
- 3) 図面、写真、またはその他の適切な意匠の写実的表現（同第 95 条）
- 4) 意匠が使用される製品の種類を示す記述（同第 95 条）
- 5) 意匠が 2 次元の場合、出願には、意匠が具体化されたサンプルを添付する必要がある（同第 101 条）
- 6) 出願人が外国人の場合、公証人によって認証された委任状（同第 116 条、特実意規則 33）
- 7) 意匠が国際出願であり、MIH から要請があった場合、意匠出願の国際出願情報（同第 100 条で準用する同第 28 条）

カンボジアでは、意匠の実体審査は行われず、方式要件のみが審査される。したがって、すべての方式要件が満たされていれば、意匠出願は原則として登録される。登録官は、意匠を登録し、公開し、意匠の登録証明書を出願人に発行することを進めなければならない。それ以外の場合は、出願を拒絶する（同第 103 条）。

特許法第 101 条によると、登録官は、出願時に、願書に出願人の身元を確認できる書類と、意匠を具体化する物品の写実的表現が含まれる場合、出願日を出願の受領日とする。

登録官が、出願が受領時に先の要件を満たさなかったと認める場合、出願人に必要な補正書類の提出を求め、出願日を出願の受領日とする。補正が行われなかった場合、出願は行われなかったものとする（同第 101 条）。

登録官は、1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定で採択され、その後、更新された意匠の国際分類を、意匠の登録および公開またはサーチに適用する（同第 131 条、同規則 1 で準用される規則 4）。

登録された意匠は、出願日から 5 年間保護され、その後、更新料の支払いを条件として、5 年ごとに最大 15 年まで更新される（同第 109 条）。

カンボジアは、先願主義を採用しており、出願の最も早い出願日、または優先権が主張されている場合は最も早い優先日、を持っている出願人に意匠登録が許可される（同第 94 条で準用される同第 12 条）。2 人以上が共同で意匠を創作した場合、共同で意匠を登録する権利がある（同第 94 条で準用される同第 11 条）。契約による別段の合意がない限り、雇用主は雇用契約の履行において行われた意匠について権利を有する（同第 94 条で準用される同第 14 条）。雇用主には意匠を登録する権利があるが、被雇用者には出願に創作者として明示される権利がある（同第 94 条で準用される同第 15 条）。

意匠の登録所有者は、所有者の同意なしに実施することにより意匠権を侵害するもの、または侵害が発生する可能性のある行為を実行するもの、に対して訴訟を提起する権利を有する（同第 105 条～第 108 条）。

利害関係人は、意匠の登録を無効にするように管轄裁判所に請求することができる。管轄裁判所により無効とされた意匠は、意匠の登録日から無効とみなされる（同第 110 条～第 112 条）。

ヒアリングは次のように実施される（意匠登録手続に関する規則 No. 228 MIH/2017）。

1. 法律または本宣言によって登録官に与えられた裁量権を、何人に対してであれ、不利に行使する前に、登録官は、書面によって、その人にヒアリングの機会を通知するものとし、1 か月未満とはならない期限を提示する。
2. ヒアリングの要請は書面によるものとする。
3. 登録官は、ヒアリングの要請を受けた場合、ヒアリングの日時の少なくとも 2 週間前に、書面により、要請者およびその他の利害関係人に通知するものとする。

管轄裁判所の最終決定は、登録官に通知され、登録官はそれを記録し、できるだけ早く公開するものとする（同第 113 条）。

ソース

- ・特許、実用新案証および意匠に関する法律

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/cambodia-tokkyo.pdf>

- ・特許及び実用新案証の付与手続に関する布告（特実意規則）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/cambodia-tokujitsui_kisoku.pdf

- ・意匠登録手続きに関する規則 No. 228 MIH/2017 (the Ministry of Industry and Handicraft Prakas (Declaration) No. 228 MIH/2017 on the Procedure for the Registration of Industrial Designs) (クメール語)

http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/b960a6d7-e9c5-4d5c-a8db-f38b86b3d54a_e9e18593-8994-4a44-818e-1c9f313dbe17-kh.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)